【R3-2-2】

改定２０２２．１２．１７

細則３　資産管理に関する細則

1. 会が保有する資産管理の管理に関して定める
2. 会で保有する資産のうち管理する固定資産は、購入時に１点５万円を超える

ものを管理の対象とする

1. 著作権などのソフトで制作時に５万円以上要したソフト資産を管理の対象とする
2. 管理対象となる資産は代表理事が管理する
3. 管理対象となる資産は、毎年その現状を会計に報告し、会計報告の中で総会の承認を受けなければならない
4. 本細則の適用は２０２３年５月２０日の総会終了後から適用のこととする

改定２０２２．１２．１７